

徳島県告示第四百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年七月二十九日から同年十一月二十九日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年七月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
阿南開発株式会社	阿南市日開野町筒路一五番地一	青木 美恵子

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン阿南

所在地 阿南市領家町土倉一〇番地

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	尾崎 英雄
株式会社メデイコ・二十一	同	土居 浩治
有限会社フラワーショップ慶	徳島市西大工町一丁目一三番地	米川 慶子
有限会社サンカメラ	阿南市富岡町今福寺四六番地六	岩佐 典浩
株式会社ラブリ	吉野川市鴨島町中島字大止四八八番地七	木宮 茂
株式会社ジーンズ・カジユアルダン	広島県庄原市西本町二丁目一九番一号	伊達 儼

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ・リテイリング	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普
有限会社フラワーショップ慶	徳島市西大工町一丁目一三番地	米川 慶子
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
田中商事株式会社	愛媛県松山市大街道二丁目三―八	田中 康雅

4 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

二 届出年月日

令和四年四月二十七日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿南市産業部商工政策課

- 2 縦覧の期間 令和四年七月二十九日から同年十一月二十九日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで
- 四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号〇八八―六二一―二三六七

- 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び阿南市産業部商工政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。